第一　半島振興対策実施地域における産業の振興に資する計画の基準を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める件の一部を次のように改める。

本文中「第六条の三第十二項」を「第六条の三第十三項第一号」に、「第二十八条の九第十三項」を「第二十四項第一号」に改める。

第二　離島振興対策実施地域等における産業の振興に資する計画の基準を総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が定める件の一部を次のように改める。

本文中「第六条の三第十二項」を「第六条の三第十三項第二号」に、「第二十八条の九第十三項」を「第二十四項第二号」に改める。

第三号中「又は奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第三条の規定により鹿児島県が定める奄美群島振興開発計画」を削る。

○消防庁告示第八号

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）第十五条第三項の規定に基づき、特定防災施設等に対する定期点検の実施方法（昭和五十一年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

消防庁長官　大石　利雄

第二号㈡イに次のように加える。

㈤　設置の日から四十年を経過した配管にあつては、当該配管に送水する加圧ポンプの締切圧力（当該加圧ポンプに逃がし弁が備え付けられているものにあつては当該逃がし弁が作動した場合における最高圧力）に等しい水圧を加え、かつ、十分間静置した場合において、当該配管に変形、損傷又は漏水がないかどうかを確認すること。

第三号㈡中「任意の消火栓」の下に「（設置の日から四十年を経過した加圧ポンプを使用する場合にあつては、当該加圧ポンプからの圧力損失が最大となる消火栓）」を加え、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ　設置の日から四十年を経過した加圧ポンプにあつては、常用の動力設備による運転及び予備動力設備による運転により、当該加圧ポンプの定格吐出量（当該ポンプに表示されている吐出量をいう。）における全揚程が定格全揚程（当該ポンプに表示されている全揚程をいう。）以上となるかどうかを確認すること。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○消防庁告示第九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づき、自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

消防庁長官　大石　利雄

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第四十四条の二第二項第二号に規定する自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項並びに規則別記様式第九号備考三に規定する自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式は、次のとおりとする。

第一　試験の方法及び試験に使用した設備

一　試験の項目、内容及び判定方法

二　試験を行った自主表示対象機械器具等の数量

三　試験に使用した設備及び測定機器並びにその点検周期及び校正周期

第二　試験結果に係る様式

規則別記様式第九号備考三に規定する試験結果に係る様式は、様式一から様式七までの様式とすること。

様式1

平成　年　月　日

適合確認書

自主表示対象機械器具等の種類				動力消防ポンプ	
型式	ポンプの種別				
	ポンプの級別				
	ポンプの型式				
	機関の型式				
主な仕様	ポンプ	吸水口	ポンプ	呼称 ×	口
		最大使用圧力	放水配管		MPa
		定格回転速度			rpm
	機関の定格回転速度				rpm
	真空ポンプ	型式			
		定格回転速度			rpm

確認試験結果

関係条文	試験項目			試験結果		
				規定値	測定値	良否
第3条	構造					
	材料					
第4条	吸水口			○○mm以下	○○mm	
第7条	表示					
第8条、第12条又は第16条	ポンプ	ポンプの構造				
		排水時間		5分以内	○○分	
		駆動装置				
		呼び水装置				
		冷却装置				
		潤滑装置				
		燃料装置				
		その他装置				
第9条、第13条又は第17条	機関	配管の色分け				
第10条		装備				
第11条、第15条又は第19条		運搬装置				
第14条						
第21条又は第31条		放水性能	規格放水(○MPa)	○○m³/min以上	○○m³/min	
		試験	高圧放水(○MPa)	○○m³/min以上	○○m³/min	
			効率	○○%以上	○○%	
第22条又は第32条	連続放水試験					
第23条又は第33条	耐圧試験	放水側		○○MPa		
		吸水側		○○MPa		
第24条	腐食試験					
第25条又は第34条	真空ポンプの機能試験	真空性能	真空漏れ	○○秒以内	○○秒	
			揚水繰返し(1000回)	1.3kPa以下	○○kPa	
		真空ポンプ気水分離		構造又は機能に異常が生じないもの		
		連続運転		構造又は機能に異常が生じないもの		
第26条	エゼクタの機能試験			○○秒以内	○○秒	
第27条	機関の運続運転試験					
第28条	機関の低温始動試験			45秒以内	○○秒	
第29条又は第35条	機関のガバナ作動試験	最大回転速度		○○rpm以内	○○rpm	
		静定回転速度		○○rpm以内	○○rpm	
		静定時間		10秒以内	○○秒	
第30条	耐落氷試験					
備考	基準の特例に基づくものあつては、該当する技術上の規格の通知日及び通知番号					

注1：試験結果欄中「－」は、該当しない試験項目であることを示す。
注2：試験結果欄中「／」は、測定が多岐に渡る又は規定値に係る測定を行わない試験項目であることを示す。
確認試験の結果は、動力消防ポンプの技術上の規格に適合しています。

届出者
確認試験責任者　担当部署
氏　名

備考　この様式の大きさは、日本工業規格A4とすること。